

一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼ 利用会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人はむら総合型クラブはむすぼ（以下「本クラブという。」）の利用会員に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(利用会員)

第2条 利用会員とは、本クラブが運営する各プログラムを利用するため、本クラブに入会した個人または団体のことをいいます。

- 2 利用会員は、プログラムを利用するときは、プログラム毎に定められた参加費を支払うものとします。
- 3 利用会員は、本クラブが発行する会員証を提示することにより、本クラブの協力店が提供するサービスを受けることができます。

(有効期間)

第3条 利用会員の有効期間は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とします。

(入会)

第4条 本クラブに入会しようとするときは、所定の手続きを行い、本クラブの承認を得たうえで、本クラブが定める年会費を納めるものとします。

- 2 入会しようとする本人が未成年者の場合は、その保護者が入会手続きを行うものとします。
- 3 利用会員が前条の有効期間内に更新手続きをした場合のほか、前条の有効期間が満了したのち1年以内の3月末日までに更新手続きをしたときは、継続して入会したものとします。

(保険)

第5条 本クラブは、利用会員の活動中の事故等に備えた保険には加入していませんので、入会時にスポーツ安全保険に加入することを推奨します。

- 2 スポーツ安全保険に加入する手続きは本クラブが代行します。

(退会)

第6条 利用会員は、本クラブから退会するときは、その旨を申し出るものとします。

- 2 退会理由の如何を問わず、納入された年会費の返金はいたしません。
- 3 利用会員が第4条第3項の更新手続きをしないときは、申し出がなくても本クラブを退会したものとみなします。

(遵守事項)

第7条 利用会員は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 本クラブの名誉を傷つけ又は秩序を乱す行為をしない。
- (2) 本クラブを利用して政治活動又は宗教活動をしない。

(除名)

第8条 利用会員が前条に違反する行為をしたときは、本クラブは除名できるものとします。

(免責事項)

第9条 利用会員が本クラブの活動中に発生した所持品の紛失・盗難による損害について、本クラブは賠償の責を負いません。

以上